



市 章

大津市公報

令 和 7 年 12 月 26 日
号 外 (第 70 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 規 則

101	大津市行政組織規則の一部を改正する規則	1
102	大津市個人情報保護法等施行細則の一部を改正する規則	2
103	大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	2
104	大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	2
105	大津市契約規則の一部を改正する規則	2
106	大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則	3
107	大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則	3
108	大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則	4

○ 訓 令

11	大津市事務決裁規程の一部改正	7
----	----------------	---

規 則

大津市行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第101号

大津市行政組織規則の一部を改正する規則

第1条 大津市行政組織規則（昭和61年規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「広報第1係 広報第2係」を「広報係」に、「大会競技課（所在地：大津市石場10番53号）競技調整係 競技第1係 競技第2係 競技第3係」を「大会競技課（所在地：大津市石場10番53号）」に改める。

第3条第1項政策調整部の表大会総務課広報第1係の項中「広報第1係」を「広報係」に改め、同係の項に次の2号を加える。

- (2) 大会に係る市民運動及びボランティアに関すること。
- (3) 大会に係る観光、おもてなし及び協賛に関すること。

第3条第1項政策調整部の表大会総務課広報第2係の項を削り、同表大会競技課の項を次のように改める。

大会競技課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 大会に係る宿泊、衛生及び輸送交通・警備に関すること。 (2) 大会の競技会等の運営に関すること。 (3) 課の一般庶務に関すること。
-------	--

第2条 大津市行政組織規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項市民部の表戸籍住民課届出受付係の項第3号中「並びに国民健康保険新規加入者に係る国民健康保険の資格確認書及び資格情報通知書の作成及び交付」を削り、同条第2項の表健康推進課管理係の項第2号中「総合保健システム」を「健康管理システム」に改める。

第3条 大津市行政組織規則の一部を次のように改正する。

「政策調整部

第2条第4項中「総務部」を 暮らし応援給付金室 に改める。

総務部
」

第3条第3項の表行政管理室の項の前に次のように加える。

暮らし応援給付金室	<ul style="list-style-type: none"> (1) 暮らし応援給付金に関すること。 (2) 物価高対応子育て応援手当に関すること。 (3) 室の一般庶務に関すること。
-----------	---

附 則

この規則中第1条の規定は令和8年1月1日から、第2条の規定は同月5日から、第3条の規定は同月9日から施行する。

大津市個人情報保護法等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第102号

大津市個人情報保護法等施行細則の一部を改正する規則

大津市個人情報保護法等施行細則（令和5年規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第2号、様式第13号及び様式第20号中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるもの）」を削る。

附 則

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市個人情報保護法等施行細則様式第2号、様式第13号及び様式第20号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第103号

大津市職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の職の設置に関する規則（昭和61年規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表局次長の項を削り、同表教育委員会連携推進監の項及び管理監の項を次のように改める。

管理監	政策調整部及び市民部	部の事務のうち専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
教育委員会連携推進監	政策調整部	部の事務のうち特に教育委員会との連携を必要とするものの遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。

附 則

この規則は、令和8年1月9日から施行する。

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第104号

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

大津市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和61年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項の表8級の項中「、局次長」を削る。

附 則

この規則は、令和8年1月9日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第105号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第2 役務の提供を受ける契約の表中

文書又は荷物の配達業務（この表に別段の定めがあるものを除く。）	を
文書又は荷物の配達業務（この表に別段の定めがあるものを除く。） 重層的支援体制整備事業に係るアウトリーチ等を通じた継続的支援及び参加支援業務	に、
高齢者に対する配食サービスの実施に関する業務	を
高齢者に対する配食サービスの実施に関する業務 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業及び同法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業に関する業務	に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第106号

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則（昭和55年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「及び東老人福祉センター」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第107号

大津市生活困窮者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活困窮者自立支援法施行細則（平成27年規則第64号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（裏）中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市生活困窮者自立支援法施行細則様式第1号の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第108号

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大津市印鑑条例施行規則（昭和45年規則第44号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「照会書（様式第2号）」を「印鑑の登録に関する照会書（様式第2号。以下「照会書」という。）」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号 (第6条関係)

照会番号

様

年 月 日

大津市長

印鑑の登録に関する照会書

年 月 日あなたの登録申請を受け付けましたが、あなたの意思に基づき申請されたものに相違なければ、回答書に全て自書し、申請された印鑑を押印して、切り離さずに 年 月 日までに申請した窓口へ持参してください。

回 答 書

年 月 日

大津市長

照会のありました印鑑登録申請は、私の意思に基づくことに相違ありません。

申請した印鑑

住 所 _____

本人署名 _____

生年月日 _____

代理人に委任するときは、登録する本人が回答書と以下の委任状を記入して持参させてください。

委 任 状

年 月 日

代理人住所 _____

代理人氏名 _____

回答書の提出及び印鑑登録証の受領について、上の者を代理人と定め、その権限を委任いたします。

本人署名

様式第8号を次のように改める。

様式第 8 号 (第12条関係)

印鑑登録証明書

登録印影	氏名	
	生年月日	
	住所	

この写しは登録された印影と相違ないことを証明する。

年 月 日

大津市長



附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年1月5日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

訓**令****大津市訓令第11号**

大津市事務決裁規程(昭和56年訓令第9号)の一部を次のように改正する。

令和7年12月26日

大津市長 佐 藤 健 司

第5条第1項及び第6条第1項中「、局次長」を削る。

第6条の2第1項及び第2項を次のように改める。

管理監は、部長の命を受け、部長が定めた専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、管理監は、部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

2 教育委員会連携推進監は、政策調整部長の命を受け、部の事務のうち教育委員会との連携を必要とするものの遂行に当たるとともに、担当職員があるときはこれを指揮監督する。この場合において、教育委員会連携推進監は、政策調整部長が定めるものについては、次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第6条の3第1項中「局次長、」を削り、「局の局次長等」を「局の課長等」に改め、同条第2項中「局の局次長等」を「局の課長等」に改める。

第6条の4を削る。

第7条第1項中「、局長又は局次長」を「又は局長」に改め、同条第2項中「、局長及び局次長」を「及び局長」に改める。

第10条第4項中「、局次長」を削り、「、局長又は局次長」を「又は局長」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年1月9日から施行する。